

70歳を迎える方の 医療費の窓口負担額が変わります!!

70歳から74歳の方の窓口負担は、法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担とされていました。平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることとなりました。

見直しに当たっては、高齢の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されることとなりました。

○平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方

(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)

- ・70歳の誕生月の翌月（ただし、各月1日が誕生日の方はその月）の診療から、窓口負担が2割になります。（例えば、平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。）
- ※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。
- ・なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

○平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方

(誕生日が昭和19年4月1日までの方)

- ・平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません。（平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、これまでの3割負担から1割負担になります。）
- ※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。
- ・窓口負担の毎月の負担上限額も変わりません。

消防本部からのお知らせ

4月1日から救急救命士が 点滴やブドウ糖投与などの救急救命処置を行います

新たに行う処置は救急搬送される15歳以上が対象で

- ①血圧が低下するなどの重症な方に点滴を行います。
- ②意識がない方の血糖を測定し、低血糖の場合はブドウ糖液を投与します。

これらの処置を行う救急救命士は、所定の講習を修了しており、医師の指示のもとに実施します。

